別紙： 募集施設の条件等

1 運営に関する条件

＜教育・保育内容＞

（1）定員・規模

以下のように1号、2号及び3号認定の定員を設定し、提案すること。

①0～5歳児の各年齢を必ず定員設定すること。

②定員168人を基本とし、1歳児27人以上、2歳児30人以上で設定すること。また、1号認定の定員を15人以下の設定とすること。

③0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児のように、持ち上がりが可能となるように設定すること。

④最終の定員設定については、事業者選定後に本市と協議の上、決定すること。

（2）教育・保育時間

①保育標準時間：午前7時30分から午後6時30分までの11時間とすること。

②保育短時間：保育標準時間のうち8時間で設定すること。

③教育時間：4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。

（3）休園可能日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（4）11時間の保育時間のほか、延長保育事業（平日午後6時30分から午後7時までは必須）を実施すること。

（5）生後4ヶ月を超え、首がすわっている児童から受け入れ可能とすること。

（6）調理は自園内で行うことを基本とし、離乳食、アレルギー食等、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

（7）児童及び保護者の国籍、信条、社会的身分、障害の有無等を理由に不当な扱いをしないこと。

（8）支援を必要とする児童を受け入れ、対象児童の保育を担う職員を加配し、児童の発達を保証する保育を提供すること。

（9）保護者はもとより、地域住民・関係機関との連携・交流を積極的に図り、子育て支援の充実に努め、地域に根ざした運営を行うこと。

＜職員＞

（1）事業者の代表者は、教育・保育に対する高い理念を持ち、本市の教育・保育についてよく理解し、教育・保育行政について積極的に協力すること。

（2）業務に従事する職員は教育・保育について知識または経験があること。

（3）業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。また本市が実施する研修等に積極的に参加すること。

（4）開園までに基準を満たす必要な職員を確保すること。なお、満1歳以上満2歳未満については、概ね園児5人につき職員1人の配置とすること。

＜施設整備＞

（１）送迎時の安全確保及び周辺道路への影響の緩和に努めること。特に、敷地の前面道路は中学校通学路となっており、 登降園時の送迎車と通学生徒との動線交錯が懸念されるため、安全確保に十分配慮した対策を行うこと。

（２）事業用地と近接して民家等が立地しているため、周辺環境に配慮した対策（防音、プライバシー保護等）を行うこと。

（３）駐車場・駐輪場を必要台数分、確保すること。

（４）近隣住民をはじめ、利害関係者との協議を随時行うこと。また、解体工事着工前、実施設計時、新設工事着工前等に近隣住民を対象とし説明を実施すること。

＜その他＞

（１）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」「子ども・子育て支援法」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」「羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及びその他関係法令等を遵守すること。

２ 運営経費に関する条件等

（１）施設型給付費

①国の示す公定価格による。(地域区分 12/100)

②人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。

（２）運営費補助

保育施設の運営に要する費用に対する補助金については、「羽曳野市民間保育施設等運営費補助金交付要綱」の定めるところによる。このほか、延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、病児保育事業（体調不良児対応型）に対する補助金については、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に準じる。

３ 整備補助金に関する条件等

（１）本事業は、「就学前教育・保育施設整備補助金（以下、「国補助金」という。)」の事業採択を前提としており、整備費等については、国補助金を受けられる場合にその交付要綱に基づき市の負担分も含めて補助を行う。ただし、補助金額については、予算の範囲内とする。

（２）整備補助金の交付を受けようとする場合、整備補助金の内示通知があるまで、工事着手は認められない。なお、新設法人の場合、交付決定までに法人を設立する必要があるため、法人の認可スケジュール等に留意すること。

（３）補助事業により整備した施設を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがある。

（４）補助金額は、内示額（交付決定額）を上限とする。

（５）整備費補助金の交付時期は、実績報告後となる。

４ 公私連携に関する条件等

（１）市と事業者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第２項に定める公私連携協定を締結する。事業者は、公私連携法人として、公私連携協定に基づき、市の方針を継承し、統合園から円滑な引継ぎを行い、園児・保護者の不安解消に努めることとする。

（２）公私連携協定の内容は、以下の事項を含むものとする。

①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

②公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項

③市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

④協定の有効期間

⑤協定に違反した場合の措置

⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

＜既存園からの引継ぎ＞

（１）市立軽里保育園から新設こども園への通園を希望する在園児については、入園させるものとする。

（２）公私連携協定に基づき、保護者への移行説明会、保護者・市・事業者による三者協議会、本市会計年度任用職員（保育士等）の再雇用等、既存園からの引継ぎに協力すること。

（３）既存園からの引継ぎに際しては、保護者の費用負担の増大がないよう努めること。やむを得ず費用負担が増える場合は、市と協議の上、事前に十分に保護者への説明を行うこと。また、通常保育の他、オプション活動（外国語教育や体操、水泳等）を有料で実施する場合は、義務化することなく、選択制の導入に努めること。

（４）開園前１年間の範囲内において、園長予定者、保育教諭等、移行前に引継ぎを受ける職員（以下、「引継ぎ職員」という。）を確保し、市立軽里保育園において引継ぎを受けるものとする。その際の引継ぎ職員確保に係る経費及び人件費等の経費は、原則、事業者が負担すること。また、開園後１年間の範囲内において、必要に応じ、市職員を新設こども園へ派遣できることとし、人件費等の経費は市負担とする。引継ぎ期間等の詳細については、市と協議するものとする。

５ 土地・建物の条件

（１）施設整備に要する関係機関との協議、各種手続き、それに係る諸費用は、全て事業者の負担とする。

（２）施設整備にあたっては、都市計画法、建築基準法、景観法、消防法、文化財保護法等の関係法令を遵守すること。

＜土地の取り扱い＞

①事業者決定後、土地売買・建物譲渡契約を締結する。

②売買代金の全額納付があった時に、所有権が移転するものとし、同時に土地及び建物（附属物を含む）を現状有姿のまま引き渡す。

③本市の承諾なく事業用地を目的外に利用した場合または第三者に転売、転貸した場合、市は当該事業用地を買戻しすることができるものとし、その期間は 10 年間とする。その際、事業者は引き渡

し時の原状に復さなければならない。ただし、市が原状に復する必要がないと認めた場合はこの限りではない。また、買戻しを行ったことにより、事業者または第三者に損害が生じても、市はその責任を負わないものとする。

④所有権移転の登記、買戻特約登記の登録免許税等は事業者負担とする。

⑤市立第１学校給食センター敷地については、南側の水路周辺、西側の市立峰塚中学校と接する境界周辺は市有地として分筆し、市立第２学校給食センター敷地については、現状同一地番となっている市立峰塚中学校から分筆を予定しているため、既存建物等の解体後に境界明示をする場合がある。また、市道西浦２号線から市立峰塚中学校通用口に至る道路敷は市有地として境界明示を予定している。

⑥その他定めのない事項については、すべて地方自治法、同施行令、羽曳野市財務規則等に定めるところによって処理する。

＜既存建物等の取り扱い＞

①事業用地には市立学校給食センターが立地している。土地及び建物（設備、倉庫等の附属物を含む）は現状有姿のまま引き渡すこととし、既存建物については、分筆確定した結果の市有地に越境している部分の建物も含め、事業者にて解体撤去すること。

②既存建物の解体撤去費用（処分費を含む）及び新たな園舎の整備費用は、事業者負担とする。

③事業用地は市有地と高低差があることや水路敷や擁壁等と接していることから、市と協議のうえ事業者においてフェンス等の新設や既存フェンスの改修等を行うこと。

④敷地内にあるガス供給設備については、引渡しまでに撤去予定。

⑤市立峰塚中学校との境界部分において、事業者が施工する整備工事とあわせて、市有地内の既存建物の撤去及び周辺整備等を依頼する場合がある。なお、その際に要する経費については市負担とする。

＜建築工事等に係る留意事項＞

①施設整備にかかる必要な法令・条例等の調査、事前協議等の必要な手続きは、全て事業者にて行うこと。

②地盤調査、土壌汚染調査及び地下埋設物調査が必要な場合は、事業者負担において施工すること。

③地下埋設物や地中障害物が発見された場合においては、市と協議の後、原則、調査・撤去等を事業者の費用負担にて行うこと。

④施設整備工事等に関する施行業者の選定、入札、契約等は本市が行う契約手続きの取扱いに準じて行うこと。

⑤当該物件の利用に伴うライフライン（電気、ガス、上下水道等）の調査、申請、引込状況、費用の確認及び近隣との調整については、事業者にて行うこと。なお、上水道について、事業者の使用水量により、市において前面道路の水道本管の増径を予定しており、その際の工期は１ヶ月程度を想定しているため、整備スケジュールに留意すること。

＜資料の閲覧について＞

既存建物の建築図面、アスベスト調査結果（一部検出済）等について、閲覧を希望する場合は、事

前に連絡し、指定の日時に来庁すること。なお、参考資料として閲覧に供するもので、現状と相違している場合は現状を優先する。